

(付表)

平成29年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	28	44	28	44	損害賠償金債権 44
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	929	469	929	469	損害賠償金債権 348
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	16	1	16	1	損害賠償金債権 1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	3	0	1172	1004	1175	1004	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	1	0	1101	905	1102	905	損害賠償金債権 900
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	3	1	3	1	損害賠償金債権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	10	7	10	7	返納金債権 7
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	0	58	89	60	89	損害賠償金債権 89
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

平成30年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	2	0	20	36	22	36	損害賠償金債権 36
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	852	436	852	436	損害賠償金債権 396
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）	-	-	6	0	6	0	損害賠償金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	5	7	1337	1023	1342	1031	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	3	0	1264	956	1267	957	損害賠償金債権 957
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	7	8	7	8	損害賠償金債権 8
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	1	6	5	0	6	6	返納金債権 6
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	61	57	62	58	損害賠償金債権 57
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和元年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管  
労働保険特別会計（労災勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	1	5	19	4	20	9	損害賠償金債権 7
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	642	282	642	282	損害賠償金債権 225
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	13	3	13	3	損害賠償金債権 2
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	5	1,344	1,113	1,346	1,119	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	2	5	1,263	1,025	1,265	1,031	損害賠償金債権 1,030
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	5	1	5	1	損害賠償金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	76	87	76	87	損害賠償金債権 82
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	